

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和55年5月にA社に入社し、57年1月に退職したが、55年6月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私が所持するA社の給料明細書からすると、昭和55年6月の厚生年金保険料が控除されていると思われるので、国の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出されたA社の給料明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の昭和55年7月の給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年6月15日は4万7,000円、同年12月15日は6万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月15日
② 平成18年12月15日

銀行の取引明細書によると、平成18年6月及び同年12月に賞与が支給されたことが確認でき、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の取引明細書等から判断すると、申立人は、平成18年6月15日は4万7,000円、同年12月15日は6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、「A社は既に解散しており、申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しているものの、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた役員は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和38年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月23日から同年6月1日まで

私の夫は、A社に昭和38年4月1日に入社し、63年9月10日まで勤務したが、同社B支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年5月23日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人を含む17人の被保険者記録が欠落しており、そのうちのほとんどの被保険者の同社同支店における資格取得日が昭和38年6月1日となっていることから、申立人についても事業主が同

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は6万円、同年10月及び同年11月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

私は、昭和48年11月22日から49年11月30日まで継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、国の年金記録では申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和49年12月1日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和49年9月は6万円、同年10月及び同年11月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 4844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

私の年金記録を確認したところ、C社とA社に勤務した期間に厚生年金保険の被保険者となっていない期間が1か月あるが、私は両事業所に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っていないため不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日がD厚生年金基金の記録における資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を昭和47年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和33年4月にA社に入社し、43年1月まで勤務したが、同社C営業所から同社D営業所に異動した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

私の夫は、昭和38年3月にA社C出張所に入社し、申立期間も同社同出張所において勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間の同保険の被保険者記録が欠落しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人に係る従業員台帳及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社C出張所において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の妻は、「申立人は、昭和38年3月にA社C出張所に入社し、申立期間も同社同出張所において勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所は39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の同保険の被保険者記録は同社B営業所に係るものであることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社C出張所に勤務しながら、同社B営業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社同出張所が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同出張所に移され

たと認められ、同社同営業所における被保険者資格喪失日を同社同出張所が適用事業所となった昭和 39 年 11 月 1 日とすべきところを誤って同年 10 月 25 日とされたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 営業所における昭和 39 年 10 月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月 1 日に A 社 B 支店（現在は、同社 C 支店）において臨時の技師として採用され、その後、資格免許を取得し、同年 5 月 1 日に正社員の技師となった。

しかし、国の年金記録では、臨時の技師として勤務していた申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の人事記録及び同社 C 支店から提出された申立人の人事発令通知書によると、申立人は、昭和 52 年 4 月 1 日から同年同月 30 日までは臨時の技師として、同年 5 月 1 日以降は正社員の技師として、同社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社 C 支店は、「当時の関係書類を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等は不明である。ただ、同保険に加入していない社員から、同保険料を控除することはない。」と証言している。

また、A 社 B 支店に係る人事発令通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人同様に正社員となる前の臨時社員の期間に厚生年金保険被保険者記録が無い技師が数名確認できるが、連絡先が確認できないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、上記の人事発令通知書によると、A 社 B 支店では、昭和 50 年 4 月から平成元年 3 月までに、15 人の臨時社員（申立人を除く。）が採用されていることが確認できるが、オンライン記録によると、昭和 51 年 10 月から 60 年 10 月までに採用された同社員 10 人（申立人と同じ技師 6 人を含む。）は、いずれも、同社員である期間について厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、上記の被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 29 日から 44 年 3 月 21 日まで
私は、A社に昭和 40 年 1 月から 44 年 3 月まで勤務した。

しかし、国の年金記録によると、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金については、A社から退職時に説明を受けた記憶は無く、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る被保険者原票により、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、申立人の被保険者資格喪失日の前後の期間（昭和42年4月11日から45年3月21日まで）に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性21人（申立人を除く。）の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が確認でき、そのうち9人は、資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、上記9人のうちの1人は、「会社が脱退手当金の請求手続を行った。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年に A 社に入社し、45 年 4 月 1 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間が 2 か月間しかない。

申立期間においても、A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の証言及び申立人が所持する裁判所の判決文の記載から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 42 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度 64 年 1 月 1 日に同保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、42 年 12 月 31 日から 45 年 4 月 1 日までの期間は、同保険の適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、A 社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主であった父親は既に亡くなっており、当時の書類等も残っていない。」と回答していることから、同社の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社が 1 回目の厚生年金保険の適用事業所であった期間に被保険者記録が確認できる 19 人（申立人を含む。）のうち、所在の判明した 6 人に照会したところ、2 人から回答を得ることができ、そのうちの 1 人は、「私が経理等の事務を担当していた。日々の入出金や職人の給与計算をしていたが、厚生年金保険料の控除のことは覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和42年8月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証を返納していることを示す「証返年月日」が同年9月1日であることが確認でき、事務手続に不自然な点はみられない。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月13日に払い出されており、43年4月から同年6月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 3 月に A 社が経営する B 店へ入社し、6 か月後に正社員になった。給料から厚生年金保険料を引かれると生活が大変だった。
申立期間の年金記録が無いことに納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 57 年 3 月に A 社が経営する B 店へ入社し、6 か月後に正社員になったので、同年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずだ。」と主張している。

しかしながら、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた 28 人に照会したところ、12 人から回答があったが、申立人のことを記憶している者は 3 人のみであり、そのうちの 1 人は、「私が昭和 63 年 6 月 1 日に入社した時、申立人は B 店で働いていたが、申立人が同店でいつから働いていたのかや、厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と証言していることから、申立期間のうち同日から平成元年 10 月 1 日までの期間において、申立人が同店で勤務していたことは推認できるものの、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、上記回答があったうちの二人の元従業員は、「私は、昭和 52 年 4 月に入社し、同年 10 月に正社員になったが、年金記録は 53 年 12 月からである。」「私は、58 年頃正社員として入社したが、年金記録は 61 年 4 月からである。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時、A 社では、正社員であっても、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入時期についてはそれぞれ異なっていたことがうかがえる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に照会したが、回答を得られないため、申立人の申立期間におけ

る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。